

奈良県立高等技術専門校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十一月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十九号

奈良県立高等技術専門校条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県立高等技術専門校条例施行規則（昭和四十五年九月奈良県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（訓練期間が六月の訓練科については、四月及び十月）」を削る。
別表第二中「六月」を「一年」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。